

告示

埼玉県告示第六百三十二号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和元年十月十二日以降に到来するものについては、自動車税の環境性能割、自動車税の種別割（条例第五十五条の十一第三項及び第六項並びに第五十五条の十三に規定する方法により徴収するものに限る。）、狩猟税及び軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和元年十一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

都道府県名	指 定 地 域
岩手県	久慈市及び下閉伊郡普代村
宮城県	角田市及び伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市及び田村市並びに東白川郡矢祭町並びに石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町及び渡里町並びに久慈郡大子町
栃木県	栃木市並びに佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町及び免鳥町
	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒

長野県

沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊能町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科及び若穂綿内並びに千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡及び若宮